

入札制度改正のお知らせ

令和6年度から、以下のとおり入札制度を改正しますのでお知らせします。
入札に参加される際はご留意いただきますようお願いいたします。

1. 最低制限設計価格等の算出方法の改正

本市が発注する建設工事及び建設関係コンサルタント等業務の最低制限設計価格等の算出方法について、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

①建設工事

	現 行	改正後
最低制限設計価格	設計金額（税抜き）の90%	設計金額（税抜き）の <u>92%</u>
履行確実性評価設計 価格（総合評価落札 方式で適用）	現 行	改正後
	設計金額（税抜き）の90%	設計金額（税抜き）の <u>92%</u>

②建設関係コンサルタント等業務

	現 行	改正後
最低制限設計価格	設計金額（税抜き）の75%	設計金額（税抜き）の <u>80%</u>

①及び②いずれも、最低制限設計価格（履行確実性評価設計価格）にランダムの係数を乗じて最低制限価格（履行確実性評価価格）を算出します。

令和6年4月1日以降に執行する入札から適用します。

2. 最低制限価格等の算出に用いるランダム係数の変動範囲の改正

本市が発注する建設工事及び建設関連業務の最低制限価格等の算出に用いるランダム係数の変動範囲について、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

	現 行	改正後
最低制限基本価格の 算出で用いるランダ ム係数（入札前日まで に実施）	0.9950~1.0050	<u>1.0000~1.0010</u>



	現 行	改正後
最低制限価格の算出 で用いるランダム係 数（入札会場で実施）	0.9950~1.0050	<u>1.0000~1.0100</u>

令和6年4月1日以降に執行する入札から適用します。

入札制度改正のお知らせ

3. 制限付き一般競争入札の事後審査方式の導入について

本市が発注する建設工事については、申請書と併せて資格審査資料や配置予定技術者の届出を事前に行う「事前審査方式」を採用しておりましたが、令和6年度から「事後審査方式」の制限付き一般競争入札を実施します。

「事後審査方式」は、入札参加資格の事前審査は行わず、開札後に一旦落札決定を保留にし、最低価格入札者（落札候補者）のみ入札参加資格の審査を行った上で、落札者を決定する方式です。

「事後審査方式」を導入することで以下のメリットがあります。

- ①入札参加申請時に資格審査資料の作成・提出が不要となります。
- ②参加申請から入札執行までの期間が短縮されます。
- ③配置予定技術者等の柔軟な配置計画が可能となります。

令和6年6月1日以降に執行する入札から実施します。

「事前審査型」と「事後審査型」の手続き比較

